

寄附金控除のお知らせ

公益社団法人和歌山県体育協会

寄附金控除は、確定申告により所得税の還付が受けられる仕組みです。

和歌山県体育協会は、平成24年4月1日付けで公益社団法人として認定を受け、この日以降に納入いただいた寄附金（賛助会費を含む）は所得税の寄附金控除を受けられるようになりました。

また、本協会は税額控除の適用が平成24年10月16日付けで認められており、下記のような寄付金控除を受けることができます。

記

個人の場合

1. 寄付金控除の選択

以前は、個人が公益社団法人へ寄付をした場合、所得控除制度が適用されてきました。現在では、所得控除あるいは税額控除のいずれかを選択して寄附金控除を受けることができます。（いずれも確定申告が必要）

○所得控除（所得税（個人）の寄付金控除）

次のいずれか低い金額から2千円を差し引いた額

- (1) その年中に支出した特定寄付金の額の合計額
- (2) その年の総所得額等 × 40%相当額

○税額控除（所得税（個人）の公益法人等寄付金特別控除）

$(\text{その年中に支払った公益法人等に対する寄付金の額の合計額} - 2\text{千円}) \times 40\%$

※その年の所得税額の25%相当額を限度とします。

※「その年に支払った公益法人等に対する寄付金の額の合計額」は、総所得額の40%相当額を限度とします。

2. 確定申告

○所得控除の場合

確定申告の際、本協会寄附金領収証明書を添付し、税務署に提出。

○税額控除の場合

確定申告の際、本協会寄附金領収書と税額控除証明書を添付し、税務署に提出。

法人の場合

1. 普通法人、協同組合等及び人格のない社団（法人でない社団）等

次に掲げる金額の合計額の2分の1に相当する金額

- (1) $(\text{その事業年度終了時における資本金等の額}) \div 12 \times \text{その事業年度の月数} \times 0.375\%$
- (2) $\text{その事業年度の所得の金額} \times 6.25\%$

2. 確定申告

本協会寄附金領収書を添付し、税務署に提出。